

## 唐津市告示第199号

唐津市入札結果公表要綱を次のように定める。

平成23年8月12日

唐津市長 坂井俊之

### 唐津市入札結果公表要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、本市が行う入札の結果公表について定めることにより、入札制度の公正及び透明性の確保の一層の向上に資することを目的とする。

(公表の対象)

**第2条** 公表の対象は、本市が行う入札の結果とする。ただし、次に掲げる入札の結果については除く。

- (1) 建設工事に係る入札
- (2) 建設工事に伴う測量、設計及び調査の業務委託に係る入札
- (3) 物品購入の単価契約に係る入札
- (4) 公有財産の売払いに係る入札
- (5) 公共の安全及び秩序の維持に密接に関連する業務で市の行為を秘密にする必要があるもの

(公表の内容)

**第3条** 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 業務等の概要
- (3) 履行予定期間又は納期限
- (4) 入札方式
- (5) 入札執行担当課
- (6) 入札日
- (7) 予定価格
- (8) 最低制限価格の設定の有無

(9) 指名した者及び入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

(10) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(11) 最低制限価格未滿の入札者の商号又は名称

(公表の時期)

**第4条** 公表の時期は、落札者決定後、速やかに公表するものとする。

(公表の期間)

**第5条** 公表の期間は、業務等の履行開始日（物品においては納品日）の属する年度の翌年度の末日までとする。

(公表の方法)

**第6条** 公表の方法は、第3条に掲げる事項を入札結果表（別記様式）に記載し、情報公開室（支所にあつては総務教育課）の窓口及び本市のホームページにおいて閲覧に供するものとする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行し、平成23年4月1日以降の入札から適用する。

(唐津市物品購入の契約に係る入札結果公表要綱の廃止)

2 唐津市物品購入の契約に係る入札結果公表要綱（平成22年告示第39号）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度の業務等に係る入札結果の公表から適用する。

